

附属機関等の設置等に関する指針

(定義)

第2条 この指針において「附属機関等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する附属機関又は有識者等の意見を聴取し、町行政に反映させることを主な目的として、規則及び要綱等により設置する審議会、委員会、協議会、懇話会等附属機関に準ずる機関をいう。ただし、次に掲げるものについては除外するものとする。

- (1) 町民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 町職員のみを構成員とするもの
- (3) その他この指針の対象とすることが不適当なもの

(附属機関等の公開義務)

第6条 附属機関等の会議は、次の各号のいずれかに該当する情報に関し審議する場合を除き、公開しなければならない。

(1) 特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次に掲げるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報（いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）。

ア 公にしないことが正当であると認められるもの

イ 本町の要請を受けて、公にしないとの条件で個人から任意に提供されたもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの（人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。）。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

イ 本町の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる情報。

(4) 本町並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれ、町民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若

しくは不利益を及ぼすと認められるもの。

(5) 本町又は国若しくは他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生じると認められるもの。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にし、又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国若しくは他の公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損なうもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を生じるもの

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるもの

オ 町又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく損なうもの

(6) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号に規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないと認められる情報

2 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

3 本条第1項各号に掲げる情報を扱う附属機関であっても、その都度の会議内容により当該情報を審議する部分とそうでない部分を分離するなどにより、できるだけ会議の公開に努めなければならない。

（会議録等の作成）

第8条 各附属機関等は、公開、非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨（以下会議録等という。）を作成しなければならない。

2 会議録等の写しは、できるだけ公開に努めることとする。

■傍聴対応（運用）について

1 告 知	会議開催を事前に町ホームページ上で告知する
2 人 数	傍聴人数は5名以内、会議前日までの申し込みを原則とする（＊5名は先着順とする。）
3 手続き	傍聴者は傍聴名簿に必要事項を記載し、所定の場所で傍聴
4 資 料	資料が膨大な場合を除き、傍聴者にも原則資料を配付する